

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正により、番号法に規定する個人番号を利用できる事務（法定事務）に準ずる事務として準法定事務が規定され、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定等に関する事務は準法定事務と定められ個人番号を利用できることとなった。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び同法に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針により整備する標準準拠システムへの移行に伴い、市の住民基本台帳に登録されていない者（住登外者）に市の業務間において個人番号を利用することにより同一の番号を付番し管理する機能（住登外者宛名番号管理機能）を導入するに当たり、当該機能を扱う事務は、独自利用事務として条例に規定する必要があると国において整理された。

2. 改正内容

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定等に関する事務の削除
(別表第1・別表第2関係)

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定等に関する事務が準法定事務とされたため、条例による独自利用事務の規定は不要となり、番号法の規定に基づく情報連携により当該事務を行う。

- (2) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関する事務の追加
(第3条・別表第1・別表第2関係)

標準準拠システムへの移行に伴い住登外者宛名番号管理機能を導入するに当たり、独自利用事務として条例に規定し、個人番号を用いて住登外者の管理を行う。

3. 施行期日

- (1) 公布の日
(2) 規則で定める日